

大和高田市立総合体育館建設基本計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 大和高田市立総合体育館の建設にあたり、体育館の規模及び設備内容等を検討することを目的とした大和高田市立総合体育館建設基本計画（以下、「体育館建設基本計画」という。）を策定するため、大和高田市立総合体育館建設基本計画策定委員会（以下、「策定委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 策定委員会の所掌事務は、次に掲げるものとする。

- (1) 体育館建設基本計画の策定に関すること。
- (2) その他体育館建設基本計画の策定に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 策定委員会の委員は20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) スポーツ及びスポーツ施設に関する見識を有する者
- (2) スポーツ団体関係者
- (3) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から体育館建設基本計画が策定された日までとする。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 策定委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は策定委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 策定委員会は委員長が招集する。

2 委員長は、会議の議長となる。

3 策定委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。ただし、書面をもって他の委員に委任した者は、出席とみなす。

4 策定委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決すると

ころによる。

5 策定委員会は、必要に応じて関係者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 策定委員会の庶務は、地域振興部スポーツ振興課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、策定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附則

この要綱は、令和4年4月1日より施行する。